



第15回 定時株主総会 招集ご通知

■日時

2020年3月27日（金曜日）
午前10時（午前9時開場）

■場所

東京都渋谷区恵比寿一丁目19番15号
ウノサワ東急ビル3階
アライドアーキテツ株式会社 本社会議室
（末尾の会場のご案内をご参照ください）

■議案

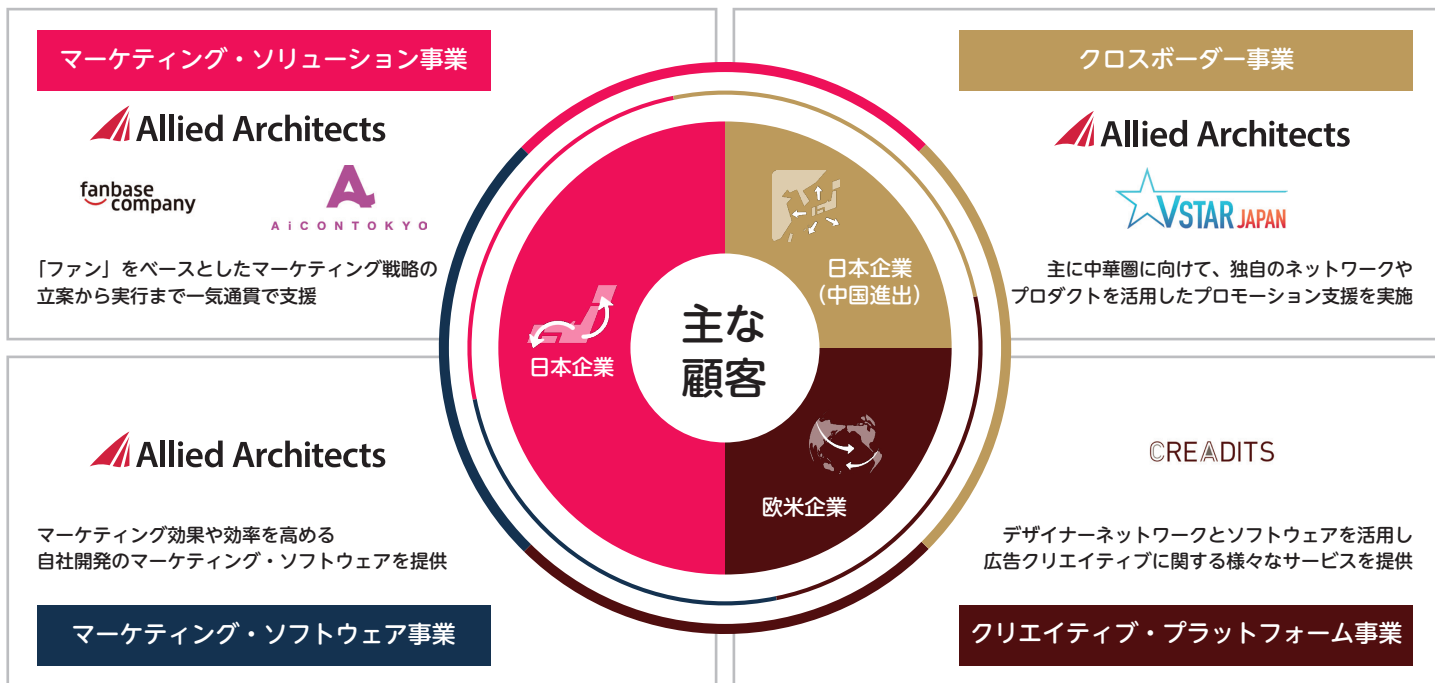
- | | |
|-------|-------------------------------|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第4号議案 | 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 |
| 第5号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬総額設定の件 |
| 第6号議案 | 監査等委員である取締役の報酬総額設定の件 |

アライドアーキテツ株式会社

Mission

ソーシャルテクノロジーで、
世界中の人と企業をつなぐ

新たな時代のマーケティング課題を解決する事業展開



ごあいさつ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

2020年を迎え、マーケティング業界はもちろん、国内・海外問わず世界中の多岐にわたる産業において大きな構造変化が起こっています。デジタル化、グローバル化の中で、その構造変化はいよいよ本格的な地殻変動期に入り、どのような企業もこの課題、チャンスに真剣に取り組むべき時であると考えます。

マーケティング業界においては、「深く伝わる」「心が動く」「つながる」といった概念が重要になってきました。デジタル、ソーシャルメディアの普及により、人と人、人と企業の距離が縮まりつながりやすくなってきた中で、「体験の深さ」、また「体験の頻度」が重要という考えにシフトしてきています。

日本市場においては、上記のような視点から、新規開拓ばかりに傾注しすぎず、既存顧客や自社のファンを大切に育て、共に歩み、ソーシャルメディアを活用してファンから次のファンを生み出し続け、地殻変動後に飛躍できる下地を作らなくてはなりません。また、海外に目を向けますと、インバウンドやECにより多くのサービス企業やブランドが外需を取り込むことができ、小さな企業でもソーシャルメディアの発達で、グローバルに顧客とつながりファン化していける環境が整いつつあります。

このような背景から、アライドアーキテツグループは、ソーシャル、テクノロジー、クリエイティブ、ファンベース、グローバルといった要素を大切にした上で、多くの企業のお役に立てるソリューションやサービスの開発・提供・拡充を続け、次の時代に求められるマーケティンググループを目指して進化を続けています。

アライドアーキテツは2020年8月30日に設立15周年を迎えます。「ソーシャルテクノロジーで、世界中の人と企業をつなぐ」という創業当時から一貫した理念のもと、日本企業がより輝けるよう、グループ一丸となってサービスの進化と成長に向けて尽力してまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続きご支援のほどよろしくお願い申し上げます。

2020年 3月

代表取締役CEO 中村 壮秀

株 主 各 位

証券コード 6081

2020年3月11日

東京都渋谷区恵比寿一丁目19番15号

アライドアーキテツ株式会社

代表取締役CEO **中村 壮秀**

第15回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第15回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年3月26日（木曜日）午後7時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2020年3月27日（金曜日）午前10時（午前9時開場）				
2 場 所	東京都渋谷区恵比寿一丁目19番15号 ウノサワ東急ビル3階 アライドアーキテツ株式会社 本社会議室 （末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）				
3 目的事項	<table><tr><td>報告事項</td><td>1. 第15期（2019年1月1日から2019年12月31日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算 書類監査結果報告の件 2. 第15期（2019年1月1日から2019年12月31日まで） 計算書類報告の件</td></tr><tr><td>決議事項</td><td>第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬総額設 定の件 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬総額設定の件</td></tr></table>	報告事項	1. 第15期（2019年1月1日から2019年12月31日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算 書類監査結果報告の件 2. 第15期（2019年1月1日から2019年12月31日まで） 計算書類報告の件	決議事項	第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬総額設 定の件 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬総額設定の件
報告事項	1. 第15期（2019年1月1日から2019年12月31日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算 書類監査結果報告の件 2. 第15期（2019年1月1日から2019年12月31日まで） 計算書類報告の件				
決議事項	第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬総額設 定の件 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬総額設定の件				

■ 4 インターネット開示に関する事項

本株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。

1. 事業報告の新株予約権等の状況
2. 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書
3. 連結計算書類の連結注記表
4. 計算書類の株主資本等変動計算書
5. 計算書類の個別注記表

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、議事資料として本株主総会招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会参考書類並びに、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト (<https://www.aainc.co.jp/>)

株主総会参考書類

第1号議案

定款一部変更の件

(1) 提案の理由

当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、より一層のコーポレートガバナンスの充実を図ることを目的として、委員の過半数が社外取締役で構成される「監査等委員会」を設置し、経営の意思決定の迅速化を図るため重要な業務執行の決定の一部を取締役に委任することのできる監査等委員会設置会社に移行いたします。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行います。

なお、現行定款第30条の変更にしましては、各監査役の同意を得ております。

また、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則 第1条～第4条 (条文省略)	第1章 総則 第1条～第4条 (現行どおり)
第2章 株式 第5条～第11条 (条文省略)	第2章 株式 第5条～第11条 (現行どおり)
第3章 株主総会 第12条 (条文省略)	第3章 株主総会 第12条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
(招集権者及び議長) 第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、<u>取締役社長</u>が招集する。<u>取締役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。 2. 株主総会においては、<u>取締役社長</u>が議長となる。<u>取締役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。 第14条～第17条 (条文省略) 第4章 取締役及び取締役会 第18条 (条文省略) (取締役の員数) 第19条 当社の取締役は、7名以内とする。 (新設) (取締役の選任) 第20条 (条文省略) (新設) 2. ～3. (条文省略) (新設)	(招集権者及び議長) 第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、<u>代表取締役</u>が招集する。<u>代表取締役</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。 2. 株主総会においては、<u>代表取締役</u>が議長となる。<u>代表取締役</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。 第14条～第17条 (現行どおり) 第4章 取締役及び取締役会 第18条 (現行どおり) (取締役の員数) 第19条 当社の<u>監査等委員である取締役以外の取締役(以下、「監査等委員でない取締役」という。)</u>は、7名以内とする。 2. <u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u> (取締役の選任) 第20条 (現行どおり) 2. <u>前項の規定による取締役の選任は、監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役とを区別して行う。</u> 3. ～4. (現行どおり) 5. <u>当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 (新設) (新設) (新設) (代表取締役及び役付取締役) 第22条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。 2. (条文省略) 3. <u>取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u> (取締役会の招集権者及び議長) 第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>が招集し、議長となる。<u>取締役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。 (新設)	(取締役の任期) 第21条 <u>監査等委員でない</u>取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> 4. <u>補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u> (代表取締役) 第22条 代表取締役は、<u>監査等委員でない</u>取締役の中から取締役会の決議によって選定する。 2. (現行どおり) (削除) (取締役会の招集権者及び議長) 第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役</u>が招集し、議長となる。<u>代表取締役</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。 2. <u>前項にかかわらず、監査等委員会を選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。 (新設)	(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。 (重要な業務執行の決定の委任) 第25条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。
第25条 (条文省略) (取締役会の決議の省略) 第26条 取締役が取締役会の会議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。 (取締役会議事録) 第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役が記名押印又は電子署名する。	第26条 (現行どおり) (取締役会の決議の省略) 第27条 取締役が取締役会の会議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。 (取締役会議事録) 第28条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役が記名押印又は電子署名する。

現 行 定 款	変 更 案
第28条 (条文省略) (取締役の報酬等) 第29条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。 (社外取締役との責任限定契約) 第30条 当社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。 (新設) (新設) (新設) (新設)	第29条 (現行どおり) (取締役の報酬等) 第30条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。<u>但し、監査等委員である取締役の報酬等は、監査等委員でない取締役の報酬等と区別して株主総会の決議により定めるものとする。</u> (取締役との責任限定契約) 第31条 当社は、取締役(業務執行取締役であるものを除く。)との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。 第5章 監査等委員会 (監査等委員会の設置) 第32条 当社は、監査等委員会を置く。 (監査等委員会の招集通知) 第33条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<u>(監査等委員会規程)</u>
	第34条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定 款のほか、監査等委員会において定める監査 等委員会規程による。
第5章 監査役及び監査役会	(削除)
<u>(監査役及び監査役会の設置)</u>	(削除)
第31条 当社は、監査役及び監査役会を置く。	
<u>(監査役の数)</u>	(削除)
第32条 当社の監査役は、5名以内とする。	
<u>(監査役の選任)</u>	(削除)
第33条 監査役は、株主総会の決議によって選任す る。	
2. 監査役の選任決議は、議決権を行使すること ができる株主の議決権の3分の1以上を有す る株主が出席し、その議決権の過半数をもっ て行う。	(削除)
<u>(監査役の任期)</u>	(削除)
第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する 事業年度のうち最終のものに関する定時株主 総会終結の時までとする。	
2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任 した監査役の任期の満了する時までとする。	(削除)
<u>(常勤監査役)</u>	(削除)
第35条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役 を選定する。	

現 行 定 款	変 更 案
<u>(監査役会の招集通知)</u>	(削除)
第36条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会 日の3日前までに発する。但し、緊急の場合 には、この期間を短縮することができる。</u>	
2. <u>監査役的全員の同意があるときは、招集の手 続を経ないで監査役会を開催することができ る。</u>	(削除)
<u>(監査役会の決議方法)</u>	(削除)
第37条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある 場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u>	
<u>(監査役会議事録)</u>	(削除)
第38条 <u>監査役会における議事の経過の要領及びそ の結果並びにその他法令で定める事項は、議 事録に記載又は記録し、出席した監査役がこ れに記名押印又は電子署名する。</u>	
<u>(監査役会規程)</u>	(削除)
第39条 <u>監査役会に関する事項は、法令又は定款に定 めるもののほか、監査役会において定める監 査役会規程による。</u>	
<u>(監査役の報酬等)</u>	(削除)
第40条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって 定める。</u>	
<u>(監査役の責任免除等)</u>	(削除)
第41条 <u>当社は、取締役会の決議によって、監査役 (監査役であった者を含む。)の会社法第 423条第1項の賠償責任について法令に定め る要件に該当する場合には、賠償責任額から 法令の定める最低責任限度額を控除して得た 額を限度として免除することができる。</u>	

現 行 定 款	変 更 案
2. 当会社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。 第6章 会計監査人 第42条～第44条（条文省略） （会計監査人の報酬等） 第45条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。 第7章 計算 第46条～第49条（条文省略） （新設）	（削除） 第6章 会計監査人 第35条～第37条（現行どおり） （会計監査人の報酬等） 第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。 第7章 計算 第39条～第42条（現行どおり） 附則 （監査等委員会設置会社移行前の監査役との責任限定契約の経過措置） 2020年12月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結前の会社法第423条第1項の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）と締結済の責任限定契約については、なお同定時株主総会の終結に伴う変更前の定款第41条の定めるところによる。

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員6名は定款変更の効力が発生した時に任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下「取締役」という。）6名の選任をお願いしたいと存じます。

本議案に係る決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」にかかる定款変更の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1

なか むら
中村

まさ ひで
壮秀

再任

生年月日

1974年6月3日

所有する当社の株式数

5,151,500株

在任年数

14年8ヶ月

取締役会出席状況

13/13回

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1997年4月	住友商事株式会社入社
2000年6月	株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン入社
2004年7月	同社執行役員
2005年8月	当社設立 代表取締役社長
2019年1月	当社代表取締役会長
2020年1月	当社代表取締役CEO（現任）

取締役候補者とした理由

候補者は、創業者として企業経営や新規事業の立ち上げ等における豊富な経験と幅広い見識、幅広い人脈を有しており、当社グループのマネジメント及び業務執行に十分な役割を果たしてまいりました。これらのことから、候補者が当社グループの企業価値向上に必要な人材であると判断し、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

2

まつ い ひろ み
松井 裕美

再任

生年月日

1970年12月28日

所有する当社の株式数

一株

在任年数

1年

取締役会出席状況

13/13回

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1991年 6 月	日本航空株式会社入社
2007年 1 月	株式会社ディー・エヌ・エー入社
2007年 9 月	トランスコスモス株式会社入社
2012年10月	株式会社アイレップ入社
2014年 1 月	同社執行役員
2016年 7 月	当社入社
2017年 3 月	当社執行役員
2018年 1 月	当社上級執行役員
2019年 3 月	当社取締役（現任）

取締役候補者とした理由

候補者は、広告、マーケティング業界における長年の業務執行経験を有し、当社においてもマーケティング事業本部、アカウント本部長を経てソリューションカンパニー長としての役割を果たしてまいりました。これらのことから、候補者が当社グループの企業価値向上に必要な人材であると判断し、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

3

たき ぐち かず ひろ
瀧口 和宏

再任

生年月日

1979年 1 月 6 日

所有する当社の株式数

一株

在任年数

5年

取締役会出席状況

13/13回

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

2000年10月	株式会社グローバルダイニング入社
2002年11月	株式会社インテリジェンス入社
2005年 8 月	当社取締役
2009年 4 月	株式会社セプテーニ入社
2014年 1 月	当社入社
2014年 3 月	Allied Asia Pacific Pte. Ltd.（現 Creadits Pte. Ltd.）Managing Director
2015年 3 月	当社取締役（現任）
2015年 6 月	ReFUEL4 Pte. Ltd.（現 Creadits Pte. Ltd.）CEO（現任）

取締役候補者とした理由

候補者は、ソーシャルメディアマーケティング業務及び海外事業運営について豊富な経験を有しており、当社においても海外事業責任者としてマネジメント及び業務執行に十分な役割を果たしてまいりました。これらのことから、候補者が当社グループの企業価値向上に必要な人材であると判断し、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

4

はら だ じゅん
原 田 潤

新任

生年月日

1973年3月28日

所有する当社の株式数

一株

在任年数

一年

取締役会出席状況

13/13回

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1997年4月	朝日監査法人（現 有限責任あずさ監査法人）入所
2001年7月	野村證券株式会社入社
2001年8月	公認会計士登録
2003年11月	ヤフー株式会社入社
2004年11月	株式会社ライブドア入社
2006年3月	株式会社Prince&Partners取締役
2012年3月	当社社外監査役（現任）
2012年7月	あおばアドバイザーズ株式会社 代表取締役（現任）
2018年8月	神宮前あおば税理士法人 社員（現任）
2019年4月	SREホールディングス株式会社 社外取締役（監査等委員）（現任）

重要な兼職の状況

あおばアドバイザーズ株式会社 代表取締役
神宮前あおば税理士法人 社員
SREホールディングス株式会社 社外取締役（監査等委員）

取締役候補者とした理由

候補者は、公認会計士の資格を有しており、また大手企業で経営企画の業務に従事し、財務活動に関する豊富な知識と経験を有しております。このことから、主に財務活動の面から当社グループの企業価値向上に必要な人材であると判断し、同氏を取締役候補者いたしました。

候補者番号

5

とよ ます たか ひさ
豊 増 貴 久

再任

生年月日

1974年11月13日

所有する当社の株式数

71,000株

在任年数

5年

取締役会出席状況

13/13回

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1997年4月	株式会社三和銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）入行
2005年7月	楽天株式会社入社
2011年1月	グリー株式会社入社
2011年7月	株式会社ハ・ン・ド取締役
2012年6月	ジーブラ株式会社取締役
2012年11月	ユナイテッド・シネマ株式会社入社
2013年12月	同社取締役
2015年2月	当社入社
2015年3月	当社取締役
2017年3月	当社取締役副社長 兼 マーケティング事業本部長
2017年12月	当社取締役副社長CFO
2019年1月	当社代表取締役社長
2020年1月	当社代表取締役COO（現任）

取締役候補者とした理由

候補者は、金融機関や大手事業会社での豊富な実務経験と金融・財務・M&A等に関する幅広い専門知識に加え、経営専門家として複数の事業会社における企業価値向上の実績を有しており、当社においてもマネジメント及び業務執行に十分な役割を果たしてまいりました。これらのことから、候補者が当社グループの企業価値向上に必要な人材であると判断し、同氏を引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号

6

おお

た

あや

こ

太田 彩子

再任

社外

独立

生年月日
1975年9月12日

所有する当社の株式数
1,500株

在任年数
3年

取締役会出席状況
13/13回

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

2001年 6 月 株式会社リクルート入社

2006年 9 月 株式会社ベレフェクト設立 代表取締役（現任）

2013年 2 月 一般社団法人 営業部女子課の会設立 代表理事（現任）

2013年 6 月 株式会社CDG 取締役

2017年 3 月 当社社外取締役（現任）

2017年 6 月 内閣府子ども・子育て会議 委員

2018年12月 株式会社コナカ 社外取締役（現任）

2019年 7 月 筑波大学 働く人への心理支援開発研究センター 客員研究員（現任）

重要な兼職の状況

株式会社ベレフェクト 代表取締役

一般社団法人 営業部女子課の会 代表理事

株式会社コナカ 社外取締役

筑波大学 働く人への心理支援開発研究センター 客員研究員

社外取締役候補者とした理由

候補者は、大手企業での営業経験を経て起業し、女性を支援する人材育成事業を展開する中で培った豊富な知識と経験を有しております。このことから、当社のコーポレートガバナンス体制強化と多様性を活かす人材・組織開発の見地から適切な助言をいただけるものと判断し、同氏を引き続き社外取締役候補者としていたしました。

- （注）
- 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 太田彩子氏は、現在当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって3年となります。
 - 太田彩子氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、太田彩子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合には、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
 - 当社は、太田彩子氏との間で、会社法第427条第1項の規定及び当社定款第30条に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法定で定める額としております。同氏の選任が承認された場合、同氏との間で本契約を継続する予定であります。

第3号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

本議案に係る決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」にかかる定款変更の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1

お そえ がわ とし ろう
小副川俊朗

社外

独立

生年月日

1951年2月7日

所有する当社の株式数
一株

取締役会出席状況
13/13回

略歴、当社における地位及び担当

1976年4月	株式会社セイトー入社
1992年6月	株式会社セイトー代表取締役社長
2011年3月	ジャパン・ウェルス・マネジメント証券株式会社（現あおぞら証券株式会社）シニアアドバイザー
2012年6月	ユナイテッド・シネマ株式会社社外監査役
2016年3月	当社社外監査役（現任）

重要な兼職の状況

該当なし

監査等委員である社外取締役候補者とした理由

候補者は、経営者及び社外監査役としての豊富な経験と幅広い知見を有しており、当社の監査体制の一層の強化とコーポレートガバナンスの向上に貢献していただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

候補者番号

2

おお

むら

たけし

大村

健

社外

独立

生年月日

1974年4月27日

所有する当社の株式数

一株

取締役会出席状況

13/13回

略歴、当社における地位及び担当

1999年4月 弁護士登録（第二東京弁護士会）
2011年1月 フォーサイト総合法律事務所開設 代表パートナー弁護士（現任）
2012年12月 モーションビート株式会社（現 ユナイテッド株式会社）社外監査役（現任）
2012年12月 当社社外監査役（現任）
2015年9月 パイプドHD株式会社社外監査役（現任）

重要な兼職の状況

フォーサイト総合法律事務所 代表パートナー弁護士
ユナイテッド株式会社 社外監査役
パイプドHD株式会社 社外監査役

監査等委員である社外取締役候補者とした理由

候補者は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び会社法等に関する相当程度の知見を有しており、また社外取締役（監査等委員）及び社外監査役としての豊富な経験を有しております。これらのことから、当社の監査体制の一層の強化とコーポレートガバナンスの向上に貢献していただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者としていたしました。

略歴、当社における地位及び担当

1993年4月 日本電気株式会社入社
2002年11月 NECエレクトロニクス（現 ルネサスエレクトロニクス）株式会社入社
2005年10月 楽天株式会社入社
2016年6月 同社IR部長
2018年3月 当社社外取締役（現任）
2019年5月 マーケットリバー株式会社設立 代表取締役（現任）

重要な兼職の状況

マーケットリバー株式会社 代表取締役

監査等委員である社外取締役候補者とした理由

候補者は、大手IT企業のIR責任者として、IRチームの立ち上げや、資金調達及び東証第一部上場準備、また政府の企業報告に関する委員を経験するなど、IR及び財務活動に関する豊富な知識と経験を有しております。このことから、当社のコーポレートガバナンス体制強化とIR及び財務活動などの見地から適切な助言をいただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者としていたしました。

候補者番号

3

いち

かわ

ゆう

こ

市川

祐子

社外

独立

生年月日

1970年12月26日

所有する当社の株式数

800株

取締役会出席状況

13/13回

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 小副川俊朗氏及び大村健氏は、現在当社の社外監査役であり、社外監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって小副川俊朗氏が4年、大村健氏が8年となります。
3. 市川祐子氏は、現在当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。
4. 小副川俊朗氏、大村健氏及び市川祐子氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。3氏が再任された場合には、引き続き同3氏を独立役員とする予定であります。
5. 当社は、小副川俊朗氏、大村健氏及び市川祐子氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法定で定める額としております。小副川俊朗氏、大村健氏及び市川祐子氏の選任が承認された場合、各氏との間で本契約を継続する予定であります。

第4号議案

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

本議案に係る決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」にかかる定款変更の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者

じんぐうあきひこ
神宮明彦

社外

独立

生年月日

1980年11月15日

所有する当社の株式数

一株

略歴

2005年9月 一之瀬税務会計事務所入所 法人部所属
2009年9月 新日本アーンストアンドヤング税理士法人（現EY税理士法人）入社
2014年9月 神宮パートナーズ税理士事務所設立 代表
2018年8月 神宮前あおば税理士法人設立 代表社員（現任）

重要な兼職の状況

神宮前あおば税理士法人 代表社員

補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由

候補者は、長年の税理士としての豊富な経験及び企業財務に関する知識を有しており、この知識を当社の経営の監督・監査に活かしていただくため、補欠の監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものです。また、同氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、ベンチャー企業への税務・会計・資金調達等の支援を通じて企業経営に精通していることから、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

- （注）1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 候補者である神宮明彦氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、同氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
3. 当社は、神宮明彦氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

第5号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬総額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬は、2013年3月29日開催の定時株主総会において、年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）とご承認いただき今日に至っております。当社は、監査等委員会設置会社への移行に伴い、現在の取締役の報酬枠に代えて、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下「取締役」という。）の報酬等の額を、年額200百万円以内とさせていただきたいと存じます。また、取締役の報酬枠には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

現在の取締役は6名（うち社外取締役2名）であり、本議案にかかる監査等委員以外の取締役の員数は、第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、6名（うち社外取締役1名）となります。

なお、本議案にかかる決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」にかかる定款変更の効力が発生することを条件として生じるものいたします。

第6号議案

監査等委員である取締役の報酬総額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬等の額を、年額50百万円以内とさせていただきたいと存じます。

第1号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役の員数は3名となります。

なお、本議案にかかる決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」にかかる定款変更の効力が発生することを条件として生じるものいたします。

以 上

提供書面

事業報告（2019年1月1日から2019年12月31日まで）

1 企業集団の現況**(1) 当連結会計年度の事業の状況**

事業の経過及び成果

日本企業を取り巻く環境は、人口の減少及び市場の超成熟化、政府が推進するデジタルトランスフォーメーション（DX）による本格的なデジタル・ソーシャル時代の到来、インバウンド市場の拡大等を背景に、集客をグローバルに行う時代へと大きく変化しています。

このような環境の変化に対応する企業を支援するため、当社グループでは当連結会計年度において4つの事業を展開しております。

①マーケティング・ソリューション事業

企業における「ファン」をベースとして、ファンの拡大によりビジネスの成長を目指す企業のマーケティングを包括的に支援しております。具体的には、当社が顧客企業に対して広告制作や運用に係るプランニング、コンサルティングを提供することにより、顧客企業のマーケティングや販売促進活動を効果的に行うための支援を行っております。当連結会計年度におきましては、連結子会社であるAiCON TOKYO株式会社の本格的な事業開始及び持分法適用関連会社である株式会社ファンベースカンパニーの設立などにより、グループ全体で事業を推進する体制を構築いたしました。

②マーケティング・ソフトウェア事業

自社開発のマーケティング・ソフトウェアを顧客企業に提供することで、顧客企業におけるマーケティング人員の質的・量的な不足を補い、少ない広告予算の中でもより効果的に成果を上げられるための支援を行っております。当連結会計年度においては、ダイレクトマーケティングの成果向上を実現するソフトウェアである「Letro」や、Twitter®によるプロモーションを効率的に行うためのツールである「echoes」を中心に売上が順調に増加いたしました。

③クロスボーダー事業

近年急速に市場が拡大している中華圏向けの越境EC及びインバウンド市場においては、消費財メーカーを中心に、インフルエンサーの発信力を活用したプロモーション等の支援を行っております。当連結会計年度におきましては、独自プロダクトである「チャイナタッチ」とインフルエンサーマーケティングを組み合わせた大型案件の増加等により売上が順調に増加するなど、中国向けプロモーション領域の成功事例を元に拡販を進めております。

④クリエイティブ・プラットフォーム事業

シンガポール子会社であるCreadits Pte. Ltd. (以下、「Creadits」という。) が提供している広告クリエイティブ制作に特化したグローバルプラットフォーム「CREADITS®」は、急速に拡大するグローバルのデジタル広告市場に向けて、広告主のニーズに合わせてビジネスモデルを改善しながら順調に成長しております。

一方、事業の選択と集中の結果として、前連結会計年度第2四半期以降、利益率の低い海外SNS広告については、実施しないこととした影響によりCreadits全体の売上高は減少いたしました。当連結会計年度においては、売上獲得のためのマーケティングコストを投下したこと等により、前連結会計年度より開始した新しいビジネスモデルの売上高は順調に伸びてまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は4,087,447千円（前連結会計年度比0.0%減）となりましたが、Creaditsの海外SNS広告事業中止による売上高減少（456,522千円）の影響を除くと、連結売上高は前連結会計年度比12.6%増加しました。

また、売上総利益は1,854,339千円と前連結会計年度比7.5%の増加となりました。営業損失は157,057千円（前連結会計年度は営業損失14,673千円）となりましたが、そのうちCreaditsの営業損失が359,684千円であります。経常損失は192,723千円（前連結会計年度は経常損失251,159千円）、親会社株主に帰属する当期純損失は281,476千円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失369,488千円）となりました。

(2) 設備投資の状況

該当事項はありません。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 重要な企業再編等の状況

該当事項はありません。

(5) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

	第 12 期 (2016年12月期)	第 13 期 (2017年12月期)	第 14 期 (2018年12月期)	第 15 期 (当連結会計年度) (2019年12月期)
売 上 高 (千円)	6,004,576	5,606,774	4,088,683	4,087,447
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (千円)	273,978	△150,449	△251,159	△192,723
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (千円)	236,339	△1,575	△369,488	△281,476
1株当たり当期純利益又は1株当たり 当 期 純 損 失 (△) (円)	18.12	△0.12	△26.42	△20.08
総 資 産 (千円)	3,315,123	3,300,154	3,044,434	2,611,219
純 資 産 (千円)	1,348,320	1,797,031	1,387,860	1,201,348
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	102.14	129.06	98.41	84.73

(注) 当社は、2017年7月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っておりますが、第12期期首に当該分割が行われたものと仮定して、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)及び1株当たり純資産額を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 12 期 (2016年12月期)	第 13 期 (2017年12月期)	第 14 期 (2018年12月期)	第 15 期 (当事業年度) (2019年12月期)
売 上 高 (千円)	2,859,409	3,053,839	3,334,657	3,501,440
経 常 利 益 (千円)	256,610	119,706	290,602	150,526
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (千円)	218,972	262,536	△83,281	92,012
1株当たり当期純利益又は1株当たり 当 期 純 損 失 (△) (円)	16.79	19.33	△5.96	6.56
総 資 産 (千円)	2,979,533	3,471,743	3,737,191	3,531,127
純 資 産 (千円)	1,542,971	2,241,073	2,107,980	2,281,867
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	116.89	161.03	150.07	162.39

(注) 当社は、2017年7月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っておりますが、第12期期首に当該分割が行われたものと仮定して、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)及び1株当たり純資産額を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
C r e a d i t s P t e . L t d .	588千ドル	98.7%	クリエイティブ・プラットフォーム 事業
AiCON TOKYO株式会社	10百万円	90.0%	マーケティング・ソリューション 事業

(7) 対処すべき課題

日本企業を取り巻く環境は、人口の減少及び市場の超成熟化、政府が推進するデジタルトランスフォーメーション（DX）による本格的なデジタル・ソーシャル時代の到来、インバウンド市場の拡大などを背景に、集客をグローバルに行う時代へと大きく変化しています。かかる変化に対応するため、当社グループが事業を行う企業のマーケティング領域においては、国内市場ではファンとの関係性を強化していくこと、デジタル・ソーシャルを積極的に活用していくこと、加えて国内市場のみならず越境・インバウンドも含めたグローバル市場からも新規顧客を獲得していくことが必要となっており、そのマーケティング手法やサービス形態が日々進化している段階であります。当社グループは、上記の環境を踏まえ、以下の事項を主要な課題として認識し、事業展開を図る方針であります。

① サービスの差別化、競合優位性の確立

当社グループは、ファンを中心としたマーケティングを支援するマーケティング・ソリューション事業、自社ソフトウェア提供を行うマーケティング・ソフトウェア事業、クロスボーダー事業及び広告制作のクリエイティブ・プラットフォーム事業（以下、「4事業」という。）を行っており、サービス内容の差別化及び競合優位性の確立が当社グループの発展に不可欠であると認識しております。そのためには、当社グループの提供するサービスの提案力の向上、ソフトウェアの機能強化、ユーザビリティの向上及び知名度の向上が重要であると考えております。

サービスの提案力の向上、ソフトウェアの機能強化及びユーザビリティの向上に関しましては、当社グループが持つ企画力及び技術力等を活かしたクオリティの高いサービスを提供していく方針であります。

知名度の向上については、費用対効果を慎重に検討の上、積極的な広告・広報活動を推進することにより、ブランド力、認知度の向上を図る方針であります。

②開発体制の構築

インターネット業界の技術革新のスピードは、非常に速く、またデジタル・ソーシャル等を活用したマーケティング市場では、新たなサービスや競合他社が続々と現れ、他社とのサービスの差別化、競合優位性の確立のためには、迅速な開発体制が不可欠となります。

当社グループでは、複数の自社開発ソフトウェアを保有しており、日本、ベトナム、シンガポール等のグローバルでの人材獲得をすすめ、効率的な開発体制を構築することにより、顧客ニーズに的確かつ迅速に対応しうるサービスの開発に努めております。これらを実現するために、社内エンジニアの技術向上、社外からの優秀なエンジニアの採用により開発体制を強化していくことが特に重要であると考えております。

具体的には、当社グループでは、社内向けとしては、定期的に最先端の技術動向のキャッチアップと技術力の向上を図り、同時に、社外向けとしては、外部セミナーへの登壇等により当社グループの開発力を業界に対してアピールするとともに、優秀なエンジニアの採用を図ってまいります。

③営業力の強化

当社グループは、4事業のそれぞれの分野での営業に留まらず、複数サービスのクロスセルの促進をめざしており、それに即した営業体制の構築に注力する方針であります。

具体的には、カンパニー間、グループ会社間での協業や、顧客の相互送客を推進していくほか、教育研修制度の拡充、営業ツールやマニュアル等の整備、外部ノウハウの活用を行います。また、既存営業人員の育成と同時に、即戦力となる営業人員の採用を行い、営業力の強化を図ってまいります。

④グループ管理体制の強化について

現在、当社グループは成長期にあり、コーポレートガバナンスの実効性を高めるため、グループ全体として内部管理体制の強化が重要な課題であると考えております。このため、当社グループでは、業務運営の効率化やリスクを適時に把握するための体制構築等、経営の公正性・透明性を確保するための内部管理体制強化に取り組んでおります。

具体的には、グループ各社における業務上のリスクを把握し、マネジメントが迅速かつ適切な対応を取りうるような体制を整えるとともに、社内教育によるコンプライアンス体制の強化を図

ることにより、継続的な成長を支える効率的かつ安定的な経営を行っていく方針であります。
これらの課題に対処するため、事業規模の拡大に応じた人材採用を適時に行い、組織体制の整備を着実に進めてまいります。

(8) 主要な事業内容（2019年12月31日現在）

事業区分	事業内容
マーケティング・ソリューション事業	「ファン」をベースとしたマーケティング戦略の立案から実行まで一気通貫で支援
マーケティング・ソフトウェア事業	マーケティング効果や効率を高める自社開発のマーケティング・ソフトウェアを提供
クロスボーダー事業	主に中華圏に向けて、独自のネットワークやプロダクトを活用したプロモーション支援を実施
クリエイティブ・プラットフォーム事業	デザイナーネットワークとソフトウェアを活用し広告クリエイティブに関する様々なサービスを提供

(9) 主要な営業所（2019年12月31日現在）

本	社	東京都渋谷区恵比寿一丁目19番15号
---	---	--------------------

(10) 使用人の状況（2019年12月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
224名	4名増

(注) 使用人数は就業人数であり、パート及びアルバイト等の臨時使用人は含まれておりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減
134名	一名

(注) 使用人数は就業人数であり、パート及びアルバイト等の臨時使用人は含まれておりません。

(11) 主要な借入先の状況（2019年12月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	362,900千円
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	340,041
株式会社りそな銀行	188,346

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 株式の状況 (2019年12月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 28,800,000株

(2) 発行済株式の総数 14,042,700株

(注) 新株予約権の行使により、発行済株式の総数は9,600株増加しております。

(3) 株主数 3,697名

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
中 村 壮 秀	5,151,500株	36.75%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	982,700	7.01
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	619,211	4.42
楽天証券株式会社	248,800	1.77
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCT E PSMPJ	234,339	1.67
G M O ク リ ッ ク 証 券 株 式 会 社	161,500	1.15
上 場 株 1 号 フ ァ ン ド 投 資 事 業 組 合	150,000	1.07
株 式 会 社 S B I 証 券	148,300	1.06
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE	130,738	0.93
STATE STREET BANK AND TRUST C O M P A N Y 5 0 5 3 2 5	114,400	0.82

(注) 持株比率は、発行済株式総数から自己株式数 (23,544株) を控除して算出しております。

3 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2019年12月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	中村 壮 秀	
代表取締役社長	豊増 貴 久	
取締役	瀧口 和 宏	Credits Pte. Ltd. CEO
取締役	松井 裕 美	
取締役	太田 彩 子	株式会社ベレフェクト 代表取締役 一般社団法人 営業部女子課の会 代表理事 株式会社コナカ 社外取締役 筑波大学 働く人への心理支援開発研究センター 客員研究員
取締役	市川 祐 子	マーケットリバー株式会社 代表取締役
常勤監査役	小副川 俊 朗	
監査役	原 田 潤	あおばアドバイザーズ株式会社 代表取締役 神宮前あおば税理士法人 社員 SREホールディングス株式会社 社外取締役 (監査等委員)
監査役	大 村 健	フォーサイト総合法律事務所 代表パートナー弁護士 パイプドHD株式会社 社外監査役 ユナイテッド株式会社 社外監査役

- (注) 1. 取締役太田彩子氏及び市川祐子氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役小副川俊朗氏、監査役原田潤氏及び大村健氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役小副川俊朗氏は、経営者及び社外監査役としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。
4. 監査役原田潤氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役大村健氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び会社法等に関する相当程度の知見を有しております。
6. 当社は、太田彩子氏、市川祐子氏、小副川俊朗氏、原田潤氏、大村健氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
7. 当該事業年度中における重要な兼職の異動の状況
- 取締役市川祐子氏は、2019年5月7日付でマーケットリバー株式会社を設立し、代表取締役に就任いたしました。

監査役原田潤氏は、2019年4月1日付でSREホールディングス株式会社の社外取締役（監査等委員）に就任いたしました。

監査役大村健氏は、2019年12月13日付で株式会社イグニスの社外取締役（監査等委員）を退任いたしました。

8. 2020年1月1日付で取締役の地位を次のとおり変更しております。

中村壮秀氏は、代表取締役会長から代表取締役CEOに就任いたしました。

豊増貴久氏は、代表取締役社長から代表取締役COOに就任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	6名 (2)	72,495千円 (8,400千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3 (3)	14,700千円 (14,700千円)
合 計 (うち社外役員)	9 (5)	87,195千円 (23,100千円)

(注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 取締役の報酬限度額は、2013年3月29日開催の定時株主総会において、年額200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。

3. 監査役の報酬限度額は、2013年3月29日開催の定時株主総会において、年額50,000千円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

イ. 取締役太田彩子氏は、株式会社ベレフェクトの代表取締役を兼務しております。また、一般社団法人 営業部女子課の会の代表理事、株式会社コナカの社外取締役及び筑波大学 働く人への心理支援開発研究センター 客員研究員を兼務しております。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

- ロ. 取締役市川祐子氏は、マーケットリバー株式会社の代表取締役を兼務しております。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ハ. 監査役原田潤氏は、あおばアドバイザーズ株式会社の代表取締役、神宮前あおば税理士法人の社員及びSREホールディングス株式会社の社外取締役（監査等委員）を兼務しております。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- 二. 監査役大村健氏は、フォーサイト総合法律事務所の代表パートナーを兼務しております。また、パイプドHD株式会社及びユナイテッド株式会社の社外監査役を兼務しております。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

		出席状況及び発言状況
取締役	太田彩子	当事業年度に開催された取締役会のすべてに出席し、主に人材育成や女性活躍推進の見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役	市川祐子	当事業年度に開催された取締役会のすべてに出席し、主に当社のコーポレートガバナンス体制強化とIR及び財務活動等の見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
常勤監査役	小副川俊朗	当事業年度に開催された取締役会及び監査役会のすべてに出席し、常勤監査役として当社取締役の業務執行状況を監督し、必要に応じ、適宜発言を行っております。
監査役	原田潤	当事業年度に開催された取締役会及び監査役会のすべてに出席し、主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役	大村健	当事業年度に開催された取締役会及び監査役会のすべてに出席し、主に企業法務・会社法等に関し、弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

4 会計監査人の状況

(1) 名称 P w C 京都監査法人

(2) 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	26,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	26,500千円

- (注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積の算定根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 子会社における会計監査人の状況

当社の重要な子会社であるCreadits Pte. Ltd.は、当社の会計監査人以外の監査法人の法定監査を受けております。

5 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- (1) 当社並びに子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ①法令、定款及び社会規範の遵守を目的に、「コンプライアンス規程」に基づき、当社並びに子会社の取締役及び使用人に対して必要な啓蒙、教育活動を推進する。
 - ②コーポレート部を通報窓口とする体制を構築し、「内部通報規程」に基づき、不正行為等の防止及び早期発見を図る。
 - ③監査役は、公正普遍の立場から「監査役監査規程」に基づき、取締役の職務執行状況について適宜監査する。監査役は、会社の業務に適法性を欠く事実、又は適法性を欠く虞のある事実を発見した時は、その事実を指摘してこれを改めるよう取締役会に勧告し、状況によりその行為の差止めを請求できる。
 - ④内部監査人は、「内部監査規程」に基づき、業務運営及び財産管理の実態を調査し、当社並びに子会社の取締役及び使用人の職務執行が法令、定款に適合していることを確認する。また、内部監査担当者は、監査の結果を代表取締役に報告する。
 - ⑤反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力対応規程」に基づき、いかなる場合においても、金銭その他の経済的利益を提供しないことを基本姿勢とし、これを社内に周知し明文化する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ①取締役は、「文書管理規程」に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。取締役及び監査役は必要に応じてこれらを閲覧できる。
 - ②企業機密情報については、「文書管理規程」及び「機密情報管理規程」に基づき、適切に管理する。
- (3) 当社並びに子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
企業集団としての損失の危険に対処するため、各種社内規程を整備し、適宜見直す。また、コーポレート部が主幹部署となり、各部門並びに子会社との情報共有及び定期的な会合等を行い、リスクの早期発見と未然防止に努める。不測の事態が発生した場合には、代表取締役を統括責任者として全社的な対策を検討する。

- (4) 当社並びに子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ①取締役会は、「取締役会規程」に基づき、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び業務の執行の監督等を行う。毎月1回の定時取締役会を開催するほか、迅速かつ的確な意思決定を確保するため、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
 - ②各部門においては、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」に基づき、権限の委譲を行い、責任の明確化を図ることで、迅速性及び効率性を確保する。
 - ③子会社においては、事業、規模、企業集団における位置付け等を勘案の上、権限の委譲を行い、「関係会社管理規程」に基づき、迅速性及び効率性を確保するように監督する。
- (5) 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ①取締役は、会社の業務執行状況を監視・監督し、監査役は、取締役の職務執行を監査する。
 - ②監査役及び内部監査人は、当社並びに子会社の取締役及び使用人の職務執行状況の監査・指導を行う。
 - ③子会社の経営に関しては、その自主性を尊重しつつ、「関係会社管理規程」に基づき、企業集団として管理体制を構築、整備及び運用を行い、事業の状況に関する定期的な報告を受けるとともに、重要事項について事前協議を行う。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役と協議の上、必要に応じて監査役の職務を補助する使用人を配置する。また、監査役の職務を補助する使用人の職務に関しては、取締役その他の上長等の指揮命令等を受けない。かつ、取締役及び使用人は、監査役の職務を補助する使用人の職務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。
- (7) 当社並びに子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
- ①監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じて取締役会議事録並びに稟議書等の重要な文書を閲覧し、必要に応じて当社並びに子会社の取締役及び使用人に説明を求めることができる。

- ②当社並びに子会社の取締役及び使用人は、当社の監査役に対して、重大な法令・定款の違反その他コンプライアンスに関する重要な事項に加え、毎月の経営状況として重要な事項、会社に著しい損害を及ぼす虞のある事項、内部監査の実施状況、リスク管理に関する重要な事項、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。
- ③前号における監査役への報告及び内部通報制度による通報を行った者が、当該報告及び通報を理由として、人事上その他一切の点で、当社から不利益な取扱いを受けないことを「内部通報規程」に明示する。また監査役は、当該報告及び通報を行った者の異動、人事評価及び懲戒に関して、取締役にその理由の開示を求めることができる。
- ④財務報告に係る内部統制の状況や会計基準等について、監査役の説明の要望に応じて当社並びに子会社の取締役及び使用人が適切に対応できる体制を整備する。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査役は、取締役会等重要な会議への参加のほか、内部統制の実効性に関する監査や内部監査への立ち会い及び監査法人との意見交換や監査結果の聴取等を実施し、監査の充実を図る。また、監査役同士の情報交換を行い、監査機能の一層の充実を図る。
- ②当社は、監査役がその職務の執行について生じる費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求した時は、その費用等が監査役の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じる。

6 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた内部統制システムを整備しておりますが、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

- (1) 取締役会規程や社内規程を制定し、取締役が法令並びに定款に則って行動するように徹底しております。当事業年度におきましては、取締役会を13回開催しております。
- (2) 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会等重要な会議への出席や代表取締役及び会計監査人との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備並びに運用状況を確認しております。
- (3) コンプライアンス規程に基づき、コンプライアンス意識の向上と不正行為の防止を図るため、役員及び従業員に対して、会議体等での定期的な教育を実施しております。
- (4) 反社会的勢力排除に向けた対応については、弁護士等と連携し、組織全体で毅然とした対応の徹底を図っております。
- (5) 財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況の評価に関する計画書に基づき、内部統制評価を実施しております。

連結貸借対照表 (2019年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	1,534,832
現金及び預金	656,346
受取手形及び売掛金	700,332
仕掛品	3,348
未収入金	138,751
前払費用	43,184
その他	35,027
貸倒引当金	△42,157
固定資産	1,076,386
有形固定資産	98,201
建物	26,222
工具、器具及び備品	11,741
リース資産	60,237
無形固定資産	123,783
ソフトウェア	109,116
その他	14,666
投資その他の資産	854,400
投資有価証券	766,451
差入保証金	87,949
破産更生債権等	10,318
貸倒引当金	△10,318
資産合計	2,611,219

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	844,046
買掛金	211,976
1年内返済予定の 長期借入金	329,580
未払金	47,141
リース債務	64,411
未払費用	38,062
未払法人税等	17,029
未払消費税等	46,500
前受金	44,426
その他	44,918
固定負債	565,823
長期借入金	561,707
繰延税金負債	4,116
負債合計	1,409,870
(純資産の部)	
株主資本	1,135,147
資本金	831,987
資本剰余金	816,307
利益剰余金	△501,231
自己株式	△11,915
その他の包括利益累計額	52,653
その他有価証券評価差額金	27,096
為替換算調整勘定	25,556
新株予約権	10,598
非支配株主持分	2,950
純資産合計	1,201,348
負債純資産合計	2,611,219

連結損益計算書 (2019年1月1日から2019年12月31日まで)

(単位：千円)

科目		金額	
売上	高価		4,087,447
	原価		2,233,107
売上	総		1,854,339
	一般		2,011,396
販売費及び一般管理費	損		157,057
	益		
営業	受取	164	
	利息		
受補雑	当金	3,376	
	収入	7,462	
その他	収入	4,525	
	他	2,556	18,086
営業外費用			
支払	利息	7,751	
	費用	61	
株式	差	28,723	
	損		
投資	運用	3,434	
	損失	13,623	
持分	投資	158	53,752
	損失		
経常			192,723
特別	利益		
	益		
新株	戻入	323	
	益	21,629	21,953
投資	有価証券		
	売却		
特別	損失		
	損失		
投資	評価	936	
	損		
投資	売却	42,598	
	損		
関係	会社	18,691	62,225
	整理		
税金等調整	当期		232,996
	純損失		
法人税、住民税及び事業税		45,951	
	額		
法人税等調整		578	46,529
	額		
当期	純		279,525
	損失		
非支配株主に帰属する	当期		1,950
	純利益		
親会社株主に帰属する	当期		281,476
	純損失		

招集(通知)

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

貸借対照表 (2019年12月31日現在)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	2,434,858
現金及び預金	596,201
受取手形	42,008
売掛金	526,043
電子記録債権	27,126
仕掛品	3,348
前払費用	43,170
短期貸付金	1,010,691
立替金	37,913
その他	157,826
貸倒引当金	△9,470
固定資産	1,096,268
有形固定資産	33,751
建物	26,222
工具、器具及び備品	7,528
無形固定資産	121,860
ソフトウェア	107,193
その他	14,666
投資その他の資産	940,657
投資有価証券	604,966
関係会社株式	247,740
差入保証金	87,949
破産更生債権等	10,318
貸倒引当金	△10,318
資産合計	3,531,127

(単位：千円)

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	683,437
買掛金	149,346
1年内返済予定の長期借入金	329,580
未払金	52,932
未払費用	18,702
未払法人税等	7,426
未払消費税等	45,328
前受金	36,072
預り金	27,099
その他	16,946
固定負債	565,823
長期借入金	561,707
繰延税金負債	4,116
負債合計	1,249,260
(純資産の部)	
株主資本	2,249,534
資本金	831,987
資本剰余金	803,987
資本準備金	803,987
利益剰余金	625,476
その他利益剰余金	625,476
繰越利益剰余金	625,476
自己株式	△11,915
評価・換算差額等	27,096
その他有価証券評価差額金	27,096
新株予約権	5,235
純資産合計	2,281,867
負債純資産合計	3,531,127

損益計算書 (2019年1月1日から2019年12月31日まで)

(単位：千円)

科目		金額	
売上高			3,501,440
売上原価			2,045,996
売上総利益			1,455,443
販売費及び一般管理費			1,281,918
営業利益			173,525
営業外収益			
受取利息	6,571		
受取配当金	3,376		
その他	1,710		11,658
営業外費用			
支払利息	5,928		
株式交付費	61		
為替差損	25,233		
投資事業組合運用損	3,434		34,657
経常利益			150,526
特別利益			
新株予約権戻入益	323		
投資有価証券売却益	21,629		21,953
特別損失			
投資有価証券評価損	936		
投資有価証券売却損	42,598		43,534
税引前当期純利益			128,945
法人税、住民税及び事業税	36,354		
法人税等調整額	578		36,932
当期純利益			92,012

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年3月5日

アライドアーキテクツ株式会社

取締役会 御中

PWC京都監査法人

指 定 社 員 公認会計士 若 山 聡 満 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 岩 瀬 哲 朗 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アライドアーキテクツ株式会社の2019年1月1日から2019年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アライドアーキテクツ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年3月5日

アライドアーキテクツ株式会社

取締役会 御中

PWC京都監査法人

指 定 社 員 公認会計士 若 山 聡 満 ㊞
業 務 執 行 社 員指 定 社 員 公認会計士 岩 瀬 哲 朗 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アライドアーキテクツ株式会社の2019年1月1日から2019年12月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年1月1日から2019年12月31日までの第15期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当者その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 P w C 京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 P w C 京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年3月5日

ア	ラ	イ	ド	ア	ー	キ	テ	ク	ツ	株	式	会	社	監	査	役	会
常	勤	監	査	役	（	社	外	監	査	役	小	副	川	俊	朗	印	
社	外	監	査	役	原	田	潤	印									
社	外	監	査	役	大	村	健	印									

以 上

× ㄷ

This image shows a full page of white paper designed for handwriting practice. It features 15 evenly spaced, horizontal dashed lines that run across the entire width of the page. The lines are thin and light gray, providing a guide for letter height and placement without being distracting. There is no text or other markings on the page.

当社役員

代表取締役CEO

取締役

取締役

取締役

取締役

取締役（社外）

取締役（監査等委員）

取締役（監査等委員）

取締役（監査等委員）

中 村 壮 秀

瀧 口 和 宏

松 井 裕 美

原 田 潤

豊 増 貴 久

太 田 彩 子

小副川 俊 朗

大 村 健

市 川 祐 子



代表取締役CEO 中村 壮秀

グループ主要メンバー

Creadits Pte. Ltd. CEO

AiCON TOKYO株式会社 代表取締役

マーケティング・ソリューション兼クロスボーダー 事業長

マーケティング・ソフトウェア 事業長

瀧 口 和 宏

石 渡 晃 一

松 井 裕 美

村岡 弥真人

グループ拠点とメンバー

UK (London)



Japan (Tokyo)

Vietnam (Hanoi, HoChiMinh)

Singapore



US (Austin)



拠点数：6, グループ社員数：224名, 国籍数：10以上, 非日本国籍比率：40%以上, エンジニア比率：25%以上

定時株主総会会場ご案内図

会 場

東京都渋谷区恵比寿一丁目19番15号 ウノサワ東急ビル3階
アライドアーキテツ株式会社 本社会議室
電話番号 03-6408-2791

交 通

- J R 「恵比寿駅」下車 東口改札（3階）より徒歩約3分
- 東京メトロ日比谷線「恵比寿駅」下車 ①番出口より徒歩約5分

